

## 令和7年佐久市議会第2回定例会提出予定議案

議案番号	議案名	説明者	頁
59	佐久市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	3
60	佐久市下水道事業の設置等に関する条例及び佐久市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	環境部長	4
61	佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	5
62	佐久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	6
63	令和7年度佐久市役所本庁舎外構改修工事請負契約について	総務部長	7 8 9
64	中型バス（35人乗）の購入について	総務部長	10 11 12
65	令和7年度佐久市防災行政無線同報系設備更新工事（浅間・野沢・中込地区）請負契約について	総務部長	13 14 15 16 17
66	佐久市消防団小型動力ポンプ付軽積載車の購入について	総務部長	18 19 20
67	令和6年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（本体）工事請負契約の変更について	福祉部長	21 22
68	令和5年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（電気）工事請負契約の変更について	福祉部長	23 24
69	令和5年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（管）工事請負契約の変更について	福祉部長	25 26
70	市道の路線認定について	建設部長	27 28 29 30
71	市道の路線変更について	建設部長	31 32
72	2トンダンプトラック（スノープラウ込み）の購入について	建設部長	33 34 35

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
73	調停の申立てについて	建設部長	36
74	令和7年度佐久市一般会計補正予算（第1号）について	総務部長	別冊1
75	令和7年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	市民健康部長	別冊1

条 例 案	4 件
事 件 案	11 件
予 算 案	2 件
計	17 件

## 第 5 9 号

### 佐久市税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、令和 7 年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、公示送達制度の見直し、特定親族特別控除の創設及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例新設による規定の整備のほか、所要の改正を行おうとするものであります。

## 第60号

佐久市下水道事業の設置等に関する条例及び佐久市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久市公共下水道事業計画変更認可に伴い、公共下水道事業の全体計画区域面積等を改めるとともに、佐久・臼田第2負担区の事業認可期間及び排水区域面積を改めるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

## 第61号

佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に合わせ、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を延長するほか、保育内容支援に係る連携施設の見直しをするなど、所要の改正を行おうとするものであります。

## 第62号

佐久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に合わせ、連携協力を行う施設の確保に関する経過措置の期限を延長するほか、保育内容支援に係る連携施設の見直しをするなど、所要の改正を行おうとするものであります。

## 第 6 3 号

### 令和 7 年度佐久市役所本庁舎外構改修工事請負契約について

これは、佐久市役所本庁舎外構の改修に当たり、工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、佐久市役所本庁舎の外構改修工事として、舗装改修(車路・歩道等)、側溝改修、雨水貯留浸透施設等を整備するものであります。

この工事につきましては、本年 4 月 2 4 日の 9 業者による事後審査型一般競争入札(総合評価落札方式)の結果、1 億 6, 8 9 6 万円で佐久市平賀 2 1 6 8 番地 1 の高重建設工業株式会社(代表取締役 高橋 剛 氏)に決定いたしました。

なお、本工事は、合併特例事業債及び緊急防災・減災事業債により実施するものであります。

様式第15号（第21条関係）

## 建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和7年度 佐久市役所本庁舎外構改修工事
- 2 工事場所 佐久市中込3056番地
- 3 工期 令和7年 月佐久市議会議決の日から  
令和8年 3月 18日まで

4 請負代金額 168,960,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 15,360,000 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

5 契約保証金 16,896,000 円

~~6 調停人~~

~~7 発生士の搬出先等 建設発生士の搬出先については設計図書に定めるとおり~~

8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

~~9 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり~~

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 7年 5月 9日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地

佐久市

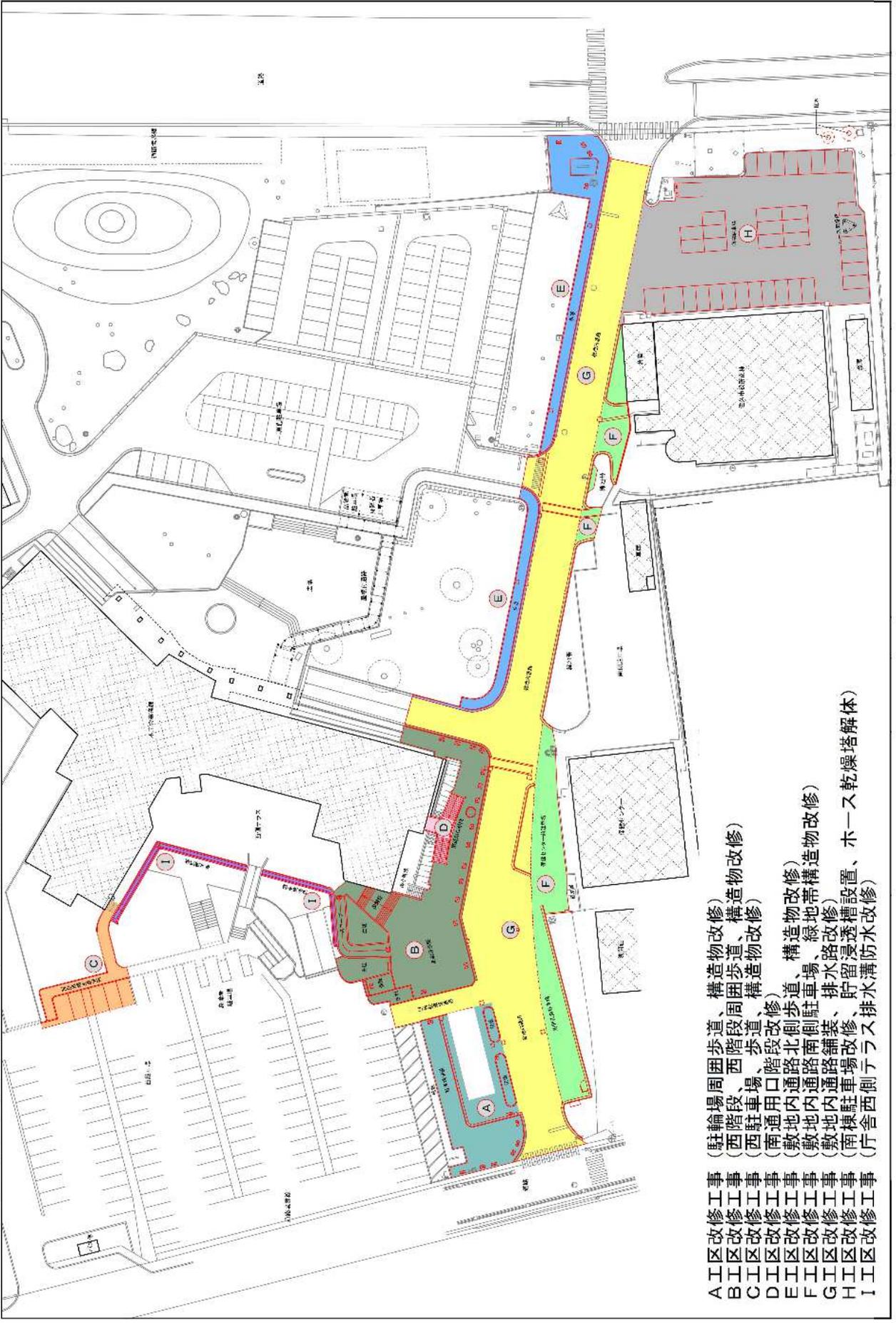
氏名 佐久市長 柳田清二

受注者 住所 長野県佐久市平賀2168-1

高重建設工業株式会社

氏名 代表取締役 高橋 剛

令和7年度佐久市役所本庁舎外構改修工事 計画図



- |   |       |         |                |
|---|-------|---------|----------------|
| A | 区改修工事 | (駐輪場周囲) | 排水溝設置、ホース乾燥塔解体 |
| B | 区改修工事 | (西階段)   | 舗装、緑地帯構造物改修    |
| C | 区改修工事 | (西階段)   | 構造物改修          |
| D | 区改修工事 | (南通車場)  | 舗装、排水留置槽改修     |
| E | 区改修工事 | (敷地内)   | 歩道、構造物改修       |
| F | 区改修工事 | (敷地内)   | 歩道、緑地帯構造物改修    |
| G | 区改修工事 | (敷地内)   | 歩道、構造物改修       |
| H | 区改修工事 | (南通車場)  | 舗装、排水留置槽改修     |
| I | 区改修工事 | (庁舎西側)  | 歩道、構造物改修       |

## 第64号

### 中型バス（35人乗）の購入について

これは、市で所有しているバスのうち、1台が購入から30年経過しており、車両の更新を図るに当たり、中型バス（35人乗）1台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この車両の購入につきましては、本年4月23日の9業者による指名競争入札の結果、2,321万円で佐久市小田井436番地1の株式会社信濃車輛（代表取締役 金澤 平和 氏）に決定いたしました。

## 売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「発注者」という。）と 株式会社 信濃車輛（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 品 名 中型バス（35人乗）
- (2) 品質・規格・寸法等 詳細は添付仕様書のとおり
- (3) 数 量 1台

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 23,210,000円（消費税含む）とする。  
（うち消費税額 2,110,000円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納 入 期 限 議決の日から 令和8年2月27日
- (2) 納 入 場 所 佐久市役所
- (3) 納 入 完 了 時 期 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 2,321,000円とする。

- 2 受注者は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに受注者に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限前に相手方に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.5パーセントとする。
- 4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。

5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

(2) 受注者がこの契約に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。

(4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和7年4月24日

発注者 佐久市中込3056番地

佐久市

佐久市長 柳田 清二



受注者 佐久市小田井436番地1

株式会社 信濃車輛

代表取締役 金澤 平和



## 第 6 5 号

令和 7 年度佐久市防災行政無線同報系設備更新工事（浅間・野沢・中込地区）請負契約について

これは、佐久市防災行政無線同報系設備の更新に当たり、工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

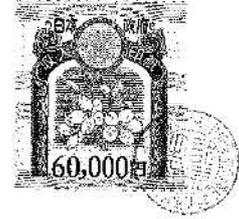
本工事は、主たる災害情報伝達手段として市内に整備されている防災行政無線同報系設備のうち、浅間地区 6 3 か所、野沢地区 4 3 か所及び中込地区 4 2 か所の子局等について、季節や天候等に合わせて認識しやすい音声で放送することができる設備へ更新するものであります。

この工事につきましては、本年 4 月 2 2 日の 1 業者による事後審査型一般競争入札の結果、2 億 3,9 2 5 万円で神奈川県川崎市高津区末長 3 丁目 3 番 1 7 号の株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部（部長 堀下 裕司 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は、緊急防災・減災事業債により実施するものであります。



様式第 15 号 (第 21 条関係)



### 建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和7年度 佐久市防災行政無線同報系設備更新工事 (浅間・野沢・中込地区)
- 2 工事場所 佐久市浅間・野沢・中込地区
- 3 工期 令和 ~~6~~<sup>7</sup>年 月佐久市議会議決の日から  
令和 8年 3月 13日まで

4 請負代金額 239,250,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 21,750,000 円  
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 10/110 を乗じて得た額である。

〔 ( ) の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

5 契約保証金 23,925,000 円

~~6 調停人~~

~~7 発生上の搬出先等~~ 建設発生上の搬出先については設計図書に定めるとおり

~~8 解体工事に要する費用等~~ 別紙のとおり

~~9 住宅建設瑕疵担保責任保険~~ 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。なお、佐久市議会の議決 (佐久市長の専決処分を含む。) があったときは、この契約書を地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 5 項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 30 日

発注者 住所 長野県佐久市中込 3056 番地

佐久市

氏名 佐久市長 柳田 清



受注者 住所 神奈川県川崎市高津区末本 3 丁目 3 番 17 号

株式会社富士通ゼネラル

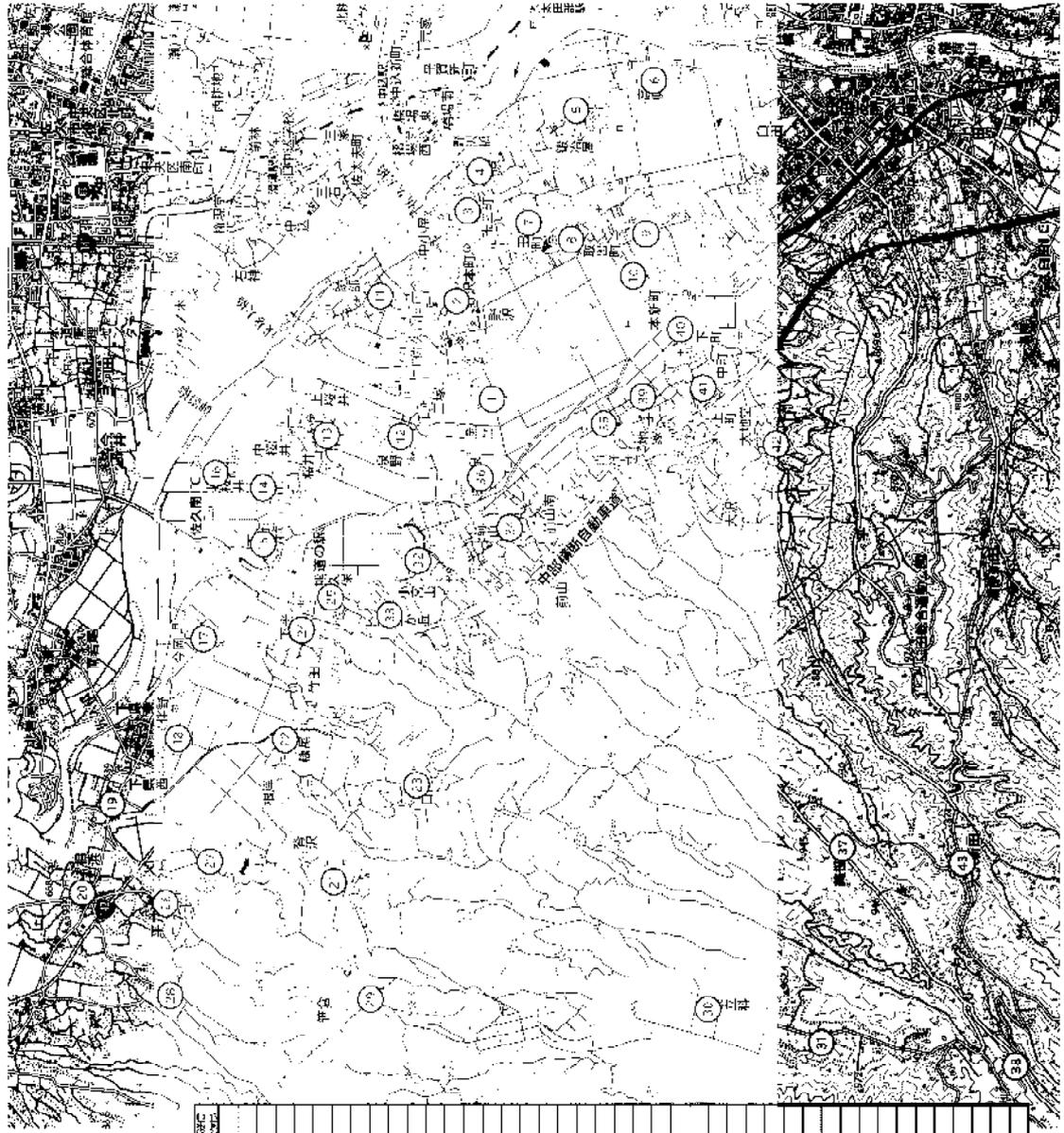
情報通信ネットワーク営業部

氏名 部長 堀下 裕司





令和7年度 佐久市防災無線同報系設備更新工事(浅間・野沢・中込地区)



野沢地区更新工事箇所

- アンサーバック子局 3か所
- 子局 40か所
- 計 43か所

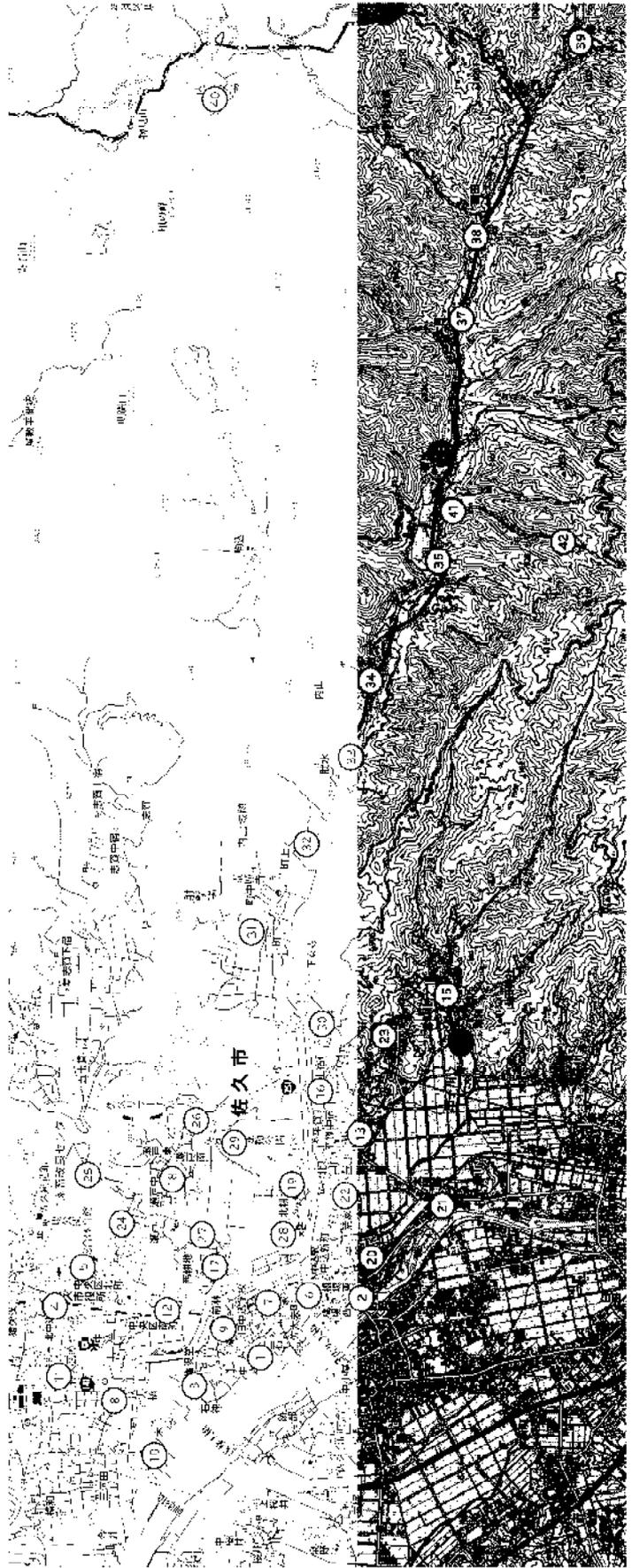
№	屋外子局名	子局設置方法	アンサーバック	備考
1	野沢地区無線同報系	のどろのどろ無線同報系		
2	浅間地区無線同報系	浅間地区無線同報系		
3	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
4	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
5	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
6	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
7	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
8	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
9	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
10	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
11	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
12	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
13	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
14	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
15	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
16	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
17	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
18	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
19	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
20	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
21	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
22	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
23	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
24	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
25	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
26	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
27	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
28	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
29	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
30	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
31	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
32	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		
33	野沢地区無線同報系	野沢地区無線同報系		

# 令和7年度 佐久市防災行政無線同報系設備更新工事(浅間・野沢・中込地区)

## 中込地区更新工事箇所

- 再送信子局 1か所
  - アンサーバック子局 3か所
  - 子局 38か所
- 
- 計 42か所

No.	屋外子局名	子局種別	No.	屋外子局名	子局種別	No.	再送信子局	No.	屋外子局名	子局種別	No.	再送信子局
1	中込小野地区外	中込小野地区外	15	赤根山地区外	とさかこうあんかん	29	再送信子局	29	佐久市消防団	佐久市消防団	37	再送信子局
2	赤根山地区外	ほしほこうあん	16	平賀山地区外	ひらかみむくこうかいしよう	30		30	赤根山地区外	まついこうあんかん		
3	石神地区外	いしのかみ地区外	17	西津地区外	にしこうちこうあんかん	31		31	内山地区外	うちやま地区外		
4	北中込地区外	きたなかご地区外	18	地戸地区外	じとう地区外	32		32	内山地区外	うちやま地区外		
5	赤根山地区外	せうこうたいくかん	19	北津地区外	きたつこうちこうあんかん	33		33	赤根山地区外	あかね地区外		
6	赤根山地区外	いすの地区外	20	平賀山地区外	ひらかみむくこうかいしよう	34		34	赤根山地区外	あかね地区外		
7	赤根山地区外	かづの地区外	21	赤根山地区外	あかね地区外	35		35	赤根山地区外	あかね地区外		
8	赤根山地区外	あかね地区外	22	赤根山地区外	あかね地区外	36		36	赤根山地区外	あかね地区外		
9	赤根山地区外	あかね地区外	23	赤根山地区外	あかね地区外	37		37	赤根山地区外	あかね地区外		
10	赤根山地区外	あかね地区外	24	赤根山地区外	あかね地区外	38		38	赤根山地区外	あかね地区外		
11	赤根山地区外	あかね地区外	25	赤根山地区外	あかね地区外	39		39	赤根山地区外	あかね地区外		
12	赤根山地区外	あかね地区外	26	赤根山地区外	あかね地区外	40		40	赤根山地区外	あかね地区外		
13	赤根山地区外	あかね地区外	27	赤根山地区外	あかね地区外	41		41	赤根山地区外	あかね地区外		
14	赤根山地区外	あかね地区外	28	赤根山地区外	あかね地区外	42		42	赤根山地区外	あかね地区外		



## 第66号

### 佐久市消防団小型動力ポンプ付軽積載車の購入について

これは、消防団員の出勤人数が少人数でも消火活動が可能な小型動力ポンプ付軽積載車3台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この車両の購入につきましては、本年5月8日の9業者による指名競争入札の結果、1,980万円で佐久市小田井383番地2の株式会社コウサカ佐久出張所（所長 小林 達也 氏）に決定いたしました。

なお、本購入は、過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債により実施するものであります。

## 売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「発注者」という。）と 株式会社コウサカ 佐久出張所（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 品 名 小型動力ポンプ付軽積載車
- (2) 品質・規格・寸法等 詳細は添付仕様書のとおり
- (3) 数 量 3台

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 19,800,000円（消費税含む）とする。  
（うち消費税額 1,800,000円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 議決の日から 令和8年3月13日
- (2) 納入場所 危機管理課 消防団係
- (3) 納入完了時期 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 1,980,000円とする。

- 2 受注者は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに受注者に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限前に相手方に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.5パーセントとする。
- 4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。



5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴取しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和7年5月9日

発注者 佐久市中込3056番地

佐久市

佐久市長 柳田 清二



受注者 佐久市小田井83番地2

株式会社ニウサカ 佐久出張所

所長 小林 謙也

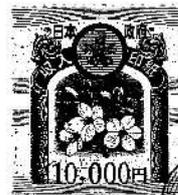


## 第67号

令和6年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（本体）工事請負契約の変更について

これは、令和6年佐久市議会第2回定例会において、議案第62号として議決を経た令和6年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（本体）工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この本体工事につきましては、令和6年度から令和7年度にわたる債務負担行為事業として実施しているものであります。鉄骨資材の納入に想定外の納期を要し、工期を延長することに伴い、仮囲いの設置などに要する費用や工事現場の維持に要する費用が増加したことなどから、令和6年佐久市議会第2回定例会において議決をいただいた契約の金額12億6,500万円に1,817万2,000円を増額して、12億8,317万2,000円にしようとするものであります。



### 建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和6年度 野沢児童館・子育て支援拠点施設建築(本体) 工事
- 2 工事場所 佐久市取出町455-1ほか
- 3 変更工期 令和 6 年 6 月 7 日から  
令和 8 年 1 月 30 日まで
- 4 変更請負代金増加額 18,172,000 円  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,652,000 円  
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。
- 5 変更契約保証金増加額 1,817,200 円
- 6 ~~解体工事に要する費用等~~ ~~別紙のとおり~~
- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり
- 8 変更条項 第40条に係る支払限度額及び出来高予定額を裏面のとおり改める。

令和6年6月7日付で契約を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。なお、佐久市議会の議決(佐久市長の専決処分を含む。)があったときは、この契約書を地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

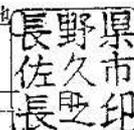
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 5 月 14 日

発注者 住 所 長野県佐久市中込3056番地

佐久市

氏名 佐久市長 柳 田 清



受注者 住 所 長野県佐久市月30番地1

株式会社 花 組

氏名 代表取締役社長 矢野 健太郎



## 第68号

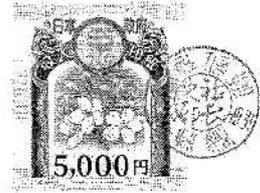
令和5年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（電気）工事請負契約の変更について

これは、令和6年佐久市議会第4回定例会において、議案第109号として議決を経た令和5年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（電気）工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この電気工事につきましては、令和5年度から令和7年度にわたる債務負担行為事業として実施しているものであります。本体工事の工期の延長に合わせ、工期を延長することに伴い、工事現場の維持に要する費用が増加したことなどから、令和6年佐久市議会第4回定例会において議決をいただいた契約の金額2億1,296万円に628万1,000円を増額して、2億1,924万1,000円にしようとするものであります。



18字削除



### 建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和5年度 野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（電気）工事
- 2 工事場所 佐久市取出町455-1ほか
- 3 変更工期 令和 6 年 3 月 19 日から  
令和 8 年 1 月 30 日まで
- 4 変更請負代金増加額 6,281,000 円  
  - うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 571,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。  
 [( ) の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]
- 5 変更契約保証金増加額 628,100 円
- 6 ~~解体工事に要する費用等~~ ~~別紙のとおり~~
- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり
- 8 変更条項 第40条に係る支払限度額及び出来高予定額を裏面のとおり改める。

令和6年3月19日付で契約（令和6年12月20日付変更契約）を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 5月14日

発注者 住 所 長野県佐久市中込3056番地  
佐久市

氏名 佐久市長 柳 田 清



受注者 住 所 長野県佐久市野沢133番地  
信州電機株式会社

氏名 代表取締役 黒 柳 文 彦



## 第 6 9 号

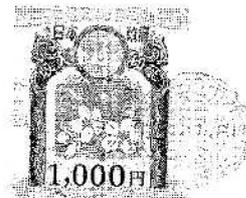
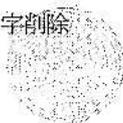
令和 5 年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（管）工事請負契約の変更について

これは、令和 6 年佐久市議会第 4 回定例会において、議案第 1 1 0 号として議決を経た令和 5 年度野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（管）工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この管工事につきましては、令和 5 年度から令和 7 年度にわたる債務負担行為事業として実施しているものであります。本体工事の工期の延長に合わせ、工期を延長することに伴い、工事現場の維持に要する費用が増加したことなどから、令和 6 年佐久市議会第 4 回定例会において議決をいただいた契約の金額 1 億 5, 9 7 0 万 9, 0 0 0 円に 3 3 9 万 9, 0 0 0 円を増額して、1 億 6, 3 1 0 万 8, 0 0 0 円にしようとするものであります。



8字削除



### 建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和5年度 野沢児童館・子育て支援拠点施設建築(管)工事
- 2 工事場所 佐久市取田町455-1ほか
- 3 変更工期 令和6年3月19日から  
令和8年1月30日まで
- 4 変更請負代金増加額 3,399,000 円  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 309,000 円  
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。  
 [( ) の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]
- 5 変更契約保証金増加額 339,900 円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり
- 8 変更条項 第40条に係る支払限度額及び出来高予定額を裏面のとおり改める。

令和6年3月19日付で契約(令和6年12月20日付変更契約)を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。なお、佐久市議会の議決(佐久市長の専決処分を含む。)があったときは、この契約書を地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 5月14日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地  
佐久市

氏名 佐久市長 柳田 清



受注者 住所 長野県佐久市瀬戸553番地1  
株式会社 不動

氏名 代表取締役 志摩 一雄



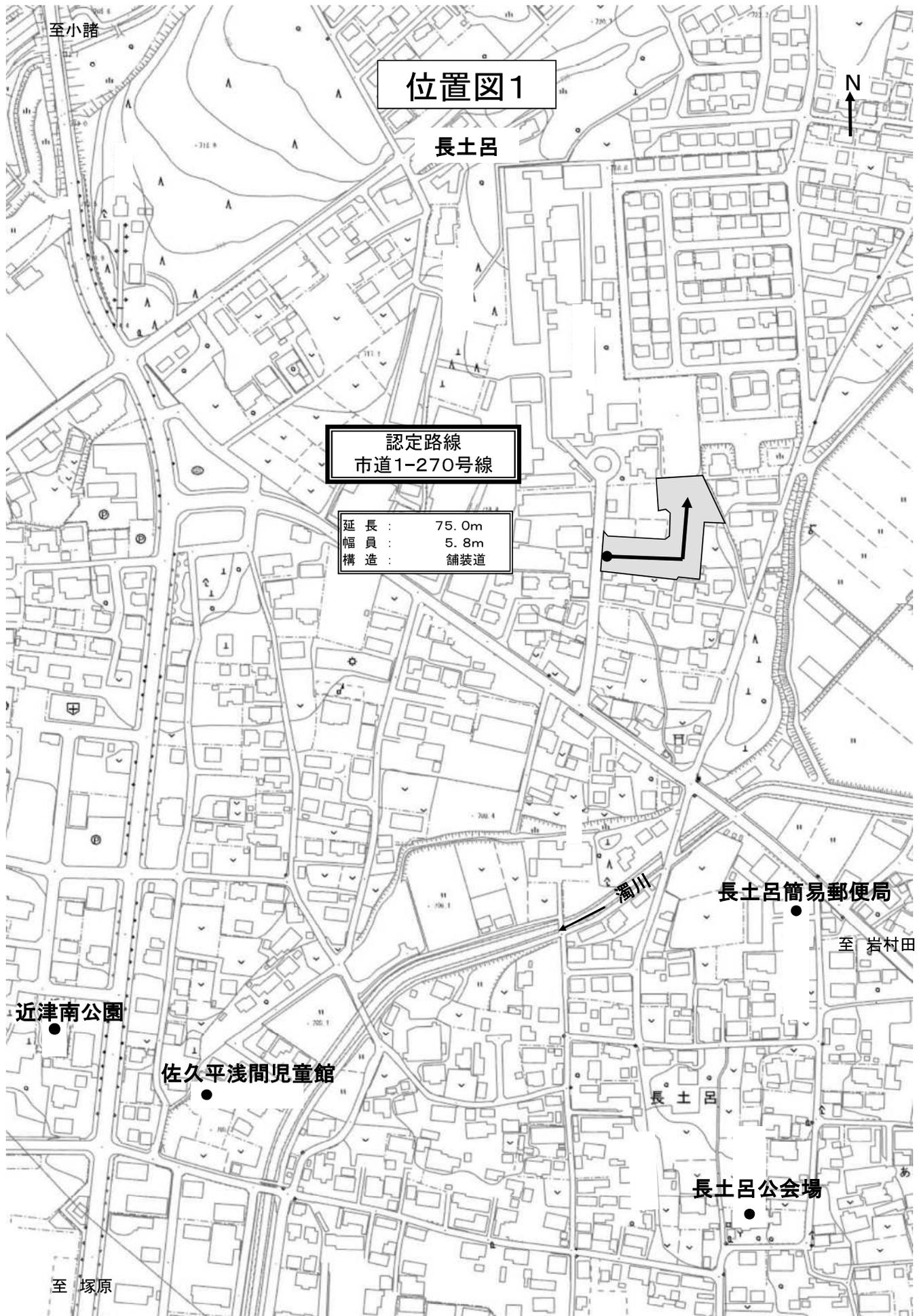
## 第70号

### 市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- |             |      |
|-------------|------|
| ○ 市道1-270号線 | 位置図1 |
| ○ 市道1-271号線 | 位置図2 |
| ○ 市道2-259号線 | 位置図3 |

これらの路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。





位置図2

長土呂

至小諸



至岩村田

中部横断自動車道

認定路線  
市道1-271号線

延長： 133.3m  
幅員： 5.8m  
構造： 舗装道

変更路線  
市道1-253号線

〈変更前〉  
延長： 94.0m  
幅員： 2.5~5.8m  
構造： 舗装道

〈変更後〉  
延長： 118.9m  
幅員： 5.75m~5.8m  
構造： 舗装道

変更路線  
市道1-98号線

〈変更前〉  
延長： 100.6m  
幅員： 1.4~1.6m  
構造： 砂利道

〈変更後〉  
延長： 61.2m  
幅員： 1.4~1.6m  
構造： 砂利道

変更路線 ●- - - - ->  
新規路線 ●- - - - ->

変更路線 ●- - - - ->  
新規路線 ●- - - - ->

近津南公園

● 佐久平浅間児童館

至常田

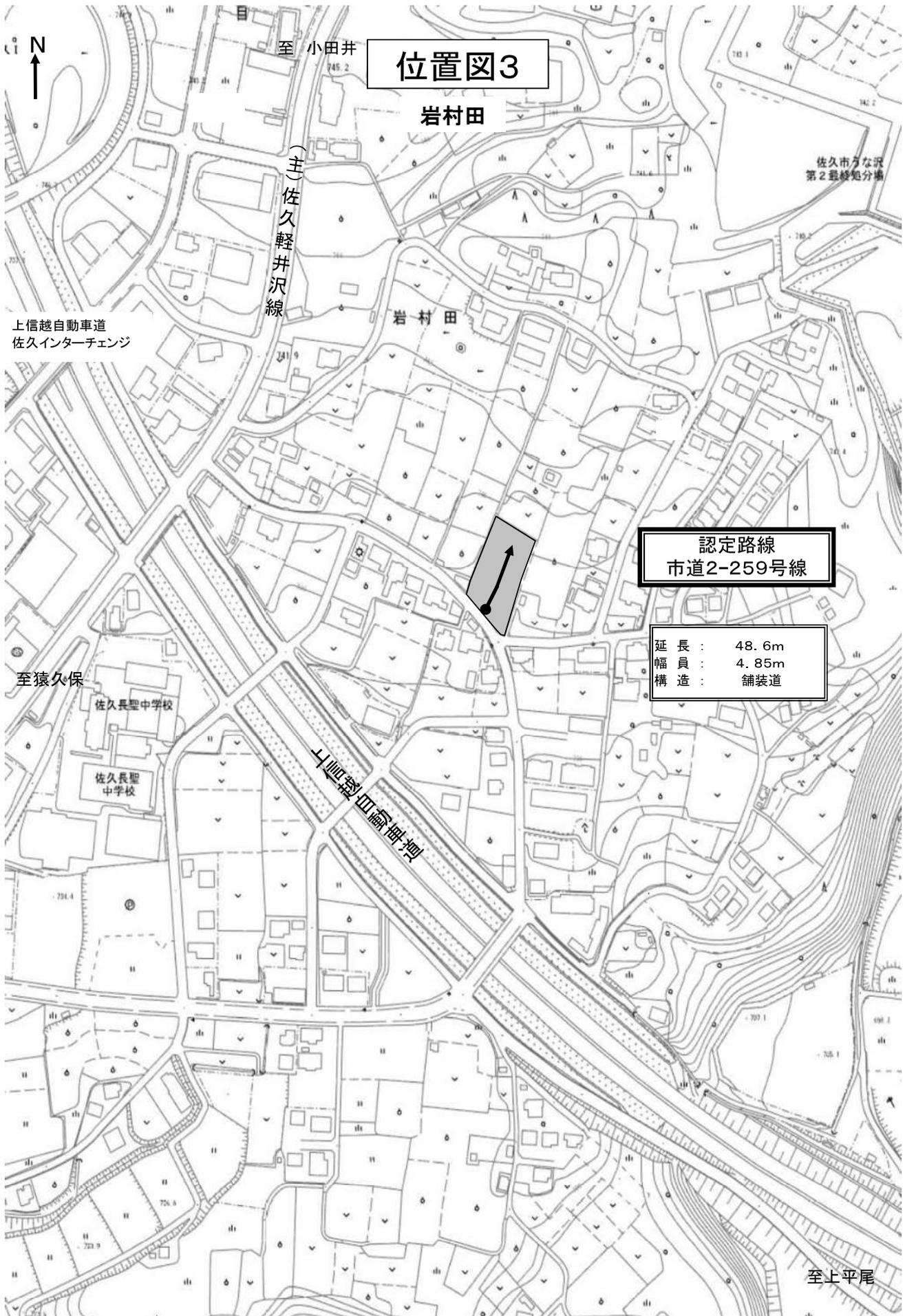
佐久平浅間小学校

濁川

● ねむのき公園

至塚原

至佐久平駅北



## 第71号

### 市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- 市道 1 - 9 8 号線                      位置図 1
- 市道 1 - 2 5 3 号線                    位置図 1

これらの路線は、宅地分譲のための開発による市道の整備に伴い起点及び終点に変更となるため、路線変更するものであります。



## 第72号

### 2トンダンプトラック（スノープラウ込み）の購入について

これは、除雪業務及び道路維持修繕作業に使用する2トンダンプトラック（スノープラウ込み）3台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この車両の購入につきましては、本年4月23日の11業者による指名競争入札の結果、3,300万円で佐久市小田井436番地1の株式会社信濃車輛（代表取締役 金澤 平和 氏）に決定いたしました。

なお、本購入は、緊急自然災害防止対策事業債により実施するものであります。

## 売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「発注者」という。）と 株式会社信濃車輛（以下「受注者」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 品 名 2 t ダンプトラック（スノーブラウ込み）
- (2) 品質・規格・寸法等 詳細は添付仕様書のとおり
- (3) 数 量 3 台

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 33,000,000円（消費税含む）とする。  
（うち消費税額 3,000,000 円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- (1) 納 入 期 限 議決の日から 令和8年3月27日
- (2) 納 入 場 所 佐久市役所 南棟
- (3) 納 入 完 了 時 期 第5条の規定により発注者が行う検査に合格したときとする。

（売買代金の支払）

第4条 受注者は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を発注者に提出して代金の支払を請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、発注者の定める方法により、発注者又は発注者の指定する職員が検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 3 前2項の検査に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 3,300,000 円とする。

- 2 受注者は、佐久市財務規則第124条第1項の規定により、前項の金額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、佐久市財務規則第130条第1項の規定により、第1項の金額を速やかに受注者に還付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 発注者又は受注者は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限内に相手方に通知しなければならない。

- 2 発注者又は受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.5パーセントとする。
- 4 発注者又は受注者は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。

5 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

(危険負担)

第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された契約不適合、又は発注者の正常な管理にもかかわらず生じた契約不適合があるときは、発注者の請求により受注者は直ちに自己の負担で修理し、又は新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 発注者は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して発注者受注者協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者にこの契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、受注者がこの契約を履行できないと発注者が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の責を負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者はその責を負わない。

(費用負担)

第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義の解決方法)

第14条 この契約の実施に関し、発注者受注者間に疑義のある時は発注者受注者協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ発注者受注者各1通を所持する。

令和7年4月24日

発注者 佐久市中込3056番地

佐久市

佐久市長 柳田 清二



受注者 佐久市小田井436番地1

株式会社信濃車輛

代表取締役 金澤 平和



## 第73号

### 調停の申立てについて

これは、市道31-15号線の道路残地について、行政財産である道路敷及び水路敷の曖昧な使用状況を是正するため、道路残地の使用に係る交渉を進める中で、これまでに是正された者がある一方で、いまだ是正されていない5者に対し、道路残地の購入、賃貸借又は使用しないのいずれかの選択及び行政財産目的外使用における賃料相当損害金の支払などを求める調停の申立てをすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。